

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		原状回復に代わる措置の指示
根拠法令及び条項		道路法第40条第2項
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部道路管理課管理係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (原状回復) 第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）